

16 軽油引取税

(1) 軽油の引取数量に関する調

(単位:キロリットル)

区		分	数量	
引	取	数	量	
課	税	対	象	
		と	な	
		ら	な	
		い	数	
		量	773,360	
		差	引	
		(-	
)	691,456	
欠減量	特約業者	分	1/100	
		元売業者	0.3/100	
		計	6,269	
課	税	標	準	
		量	(-)	
そ	の	他	(
申告納付等)の分	課	特約業者又は元売業者による燃料炭化水素油の販売量	0	
		販売業者による混和軽油等の販売量	0	
		炭化水素油の消費量	28	
		その他	987	
		小計	1,015	
		課税対象と数量	特約業者又は元売業者による燃料炭化水素油の販売量	0
			販売業者による混和軽油等の販売量	0
			炭化水素油の消費量	0
			その他	174
			小計	174
課	税	標	準	
		量	(-)	
		計	841	
		合	計	
		+	686,028	
特別徴収義務者数等	元売業者	本店の	1	
		登録の	20	
	特約業者	本店の	85	
		登録の	204	
計	本店の	148		
	登録の	86		
仮特約業者	本店の	224		
	登録の	151		
		本店の	0	
		登録の	0	

(注)

- この調は、当年度において課税したものについて作成した。
- 「引取数量」は、法第144条の2第1項及び第2項の規定により課税客体とされる特約業者又は元売業者からの引取に係る軽油の数量を記載した。
- 「課税対象とならない数量」は、法第144条の5の規定により課税を免除された軽油の数量、免税証による引取数量及び合衆国軍隊等の引取に係る免税軽油の合計数量を記載した。
- 「その他(申告納付等)の分」は、法第144条の2第3項、第4項、第5項及び第6項の規定により課税された軽油、法第144条の3の規定によりみなす課税された軽油並びに法第144条の22第4項の規定(法第144条の25第5項において準用する場合を含む。)により課税された軽油の合計数量を記載した。
- 「特別徴収義務者数」は、平成23年2月末日現在により記載した。この場合、「本店の数」欄には、本店(本社)が本県に所在するものについてのみ記載した。

事務所別内訳

区	分	大河原	仙台南	仙台中央	仙台北	塩釜
特別徴収義務者数	元売業者	-	-	14	6	-
	特約業者	9	15	94	30	11
	計	9	15	108	36	11
引	取	22,201,301	115,898,576	643,948,104	619,719,410	17,322,616
課	税	2,498,049	4,608,074	315,486,532	457,812,946	2,854,924
差	引	19,703,252	111,290,502	328,461,572	161,906,465	14,467,691
申	告	45,774	78,331	103,934	175,750	90,716
合	計	19,749,026	111,368,833	328,565,506	162,082,214	14,558,407
調	定	633,947	3,574,939	10,546,953	5,202,902	467,325
	額					

(特別徴収義務者は、平成23年2月末日現在。)